

裁判所を利用されるみなさまへのお願い

長野地方裁判所

長野家庭裁判所

裁判所では、法廷等の消毒や換気、傍聴席の距離をあけるなど、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に配慮して事件処理を行っておりますが、安心して裁判所を利用していただくため、みなさまにも次の点についてご理解とご協力をお願いいたします。

【裁判手続のために来庁予定のみなさまへ】

- 発熱など体調がすぐれない場合には連絡のうえ来庁をお控えください。

無理をしてお越しいただいても手続のご案内ができない場合があります。熱がある場合、咳や喉の痛みがある場合、倦怠感がある場合などには、来庁される前に担当書記官に連絡してください。期日変更などの対応を検討させていただきます。

- 来庁の際にはマスク（品質の確かな、できれば不織布）を必ず着用してください。

マスクを着用していない方については、手続のご案内ができない場合があります。また、特別な事情によりマスクの着用が難しい方については、マスクの着用以外の対応を検討させていただきますので、担当書記官など職員に申し出てください。

- ①身近な方（家族や職場の同僚など）の中に新型コロナウイルス感染症の感染者または濃厚接触者がいる場合、②市町村から外出自粛が要請され来庁を迷う場合などには、事前に担当書記官に連絡してください。状況をお聞きしたうえで、対応を検討させていただきます。

【裁判の傍聴をされるみなさまへ】

裁判の傍聴をされる方には、傍聴席の間隔を1席空けて着席していただいています。裁判所にお越しいただく際は、必ずマスク（品質の確かな、できれば不織布）を着用していただき、傍聴席での会話や発言はお控えください。

また、発熱などの風邪症状がある方は、裁判の傍聴をお控えください。

新型コロナウイルス感染症への対応を踏まえた裁判業務について

長野地方・家庭裁判所管内では、裁判所に来庁される皆さまに御安心いただけるよう、専門家による助言を踏まえた感染防止対策を徹底していますが、デルタ株等による感染拡大状況を踏まえ、これまでのマスクの着用や咳エチケットなどの基本的な感染防止対策の徹底に加え、ウイルスの飛散を抑止する効果が高いとされている、不織布マスクの着用を推奨するほか、換気に一層留意し、比較的狭い部屋等を使用するに当たって、利用者数や利用状況等に応じて、こまめな換気を実施することとします。

このような徹底した感染防止対策を講じた上で、原則として、通常どおり裁判業務を継続しています。

個別の事件によっては、裁判所から、当事者が出頭しなくても審理を進めることができる電話会議の期日への切り替えや、出頭して行う手続においても、出頭する人の数を極力減らしていただくようお願いすることがありますので、皆さまの御理解と御協力をお願いいたします。

事件関係者の皆さまにおいては、期日のために、県外からお越しになる場合や来庁に不安がある場合には、柔軟に対応いたしますので、担当書記官まで御連絡ください。